

事故やトラブルのご連絡について（美容医療賠償保険）

◎事故やトラブルのご連絡はWebサイトからお願い致します。

ご連絡いただく際に患者様より個人情報や診療記録・検査記録等の提供・調査に関する同意書のお取りつけをお願いしております。同意書をお取りつけいただいた後、事故受付Webサイトからご報告ください。保険会社で確認した後、貴院ご担当者様宛にご連絡を差し上げ、その後の対応についてお打ち合わせさせていただきます。なお、FAX・お電話による受付は致しておりませんので、あらかじめご了承ください。

同意書のお取りつけが困難な場合や、患者様から同意書をお取りつけいただく程のアクシデントではなく、今後のクレーム・賠償請求の可能性に対しての初期対応、ご相談ご希望の場合は事故受付サイト「患者から情報開示の同意は得られていますか」の問いで「得られていない」をご選択いただきご報告をお願い致します。（患者様の個人情報のご入力はありません）
同意書のお取りつけが困難な場合は、お客様に代わり委任いただいた弁護士が同意書のお取りつけを行います。

弁護士委任前に患者様と金銭等支払うお約束は、その後の示談に支障をきたす恐れがありますのでお控えください。

◎ご連絡後の対応

1.保険会社から貴院ご担当者様へご連絡

その後のご対応について保険会社担当者とお打ち合わせください。状況に応じて保険会社選任弁護士を手配いたします。

2.弁護士がご対応

患者様との示談交渉は、お客様・保険会社に代わり美容医療事故に精通している保険会社提携弁護士に委任いただき解決を図ります。保険会社提携弁護士の弁護士報酬は、弁護士費用保険金の限度額100万円を超えにくいよう安価に抑えられております。また、美容医療事故に精通している弁護士と提携することで迅速かつ適切な解決を実現しております。
保険会社提携弁護士以外の弁護士へ委任は、補償対象外となりますのでご注意ください。

3.賠償金のお支払い

保険会社が調査を行いクリニック側の過失を認めざるを得ない場合は、被害者に賠償金をお支払いいたします。この賠償金（治療費・休業損害・慰謝料等）は、法律・医療の専門家で構成された審査会で審査を行った上で損害賠償金を算定し、弁護士が被害者に提示しお支払いいたします。保険会社・弁護士にご相談なく被害者に賠償金（これに類する施術費の返金などを含む）を支払った場合、保険金のお支払いができかねる場合がございますのでご注意ください。

ユニバーサル少額短期保険株式会社 事故受付センター（初回受付）

Webサイト <https://www.u-ssi.co.jp/>

トップページ中段 [事故のご連絡フォームはこちら](#) をクリック
いただくかQRコードを読み込みアクセスください。



同意書

医療機関名 院長 殿

患者住所

電話番号 (.....) -

患者氏名

生年月日 昭和 平成 年 月 日

私は貴院が加入する美容医療賠償責任保険の保険会社（その保険会社が委任した者を含む）に対し、保険事故および保険金支払の有無を判断するための材料として診療記録・検査記録等を提供すること、およびそれに基づく傷病内容についての調査・確認に応じることに同意いたします。

令和 年 月 日

(同意者)

住 所

電話番号 (.....) -

氏 名 ⑩

患者との続柄： 本人 配偶者 親権者 法定相続人
その他 (.....)